生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
(休業日)	(休業日)
第3条 休業日を次のとおり定める。	第3条 休業日を次のとおり定める。ただし、校長が教育上必要があると認め
	る場合において、あらかじめ生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)
(4) FIRE T < N FR	の承認を受けたときは、この限りでない。 (1) ロ関ロスが上間日
(1) 日曜日及び土曜日	(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで	(3) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで
(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで	(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで
(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで	(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで
(6) 学校創立記念日	(6) 学校創立記念日
(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上 必要がある日で年間を通じ5日以内	(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上 必要がある日で年間を通じ5日以内
2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により <u>生駒市教育</u> <u>委員会(以下「委員会」という。)</u> の承認を受けなければならない。	2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により <u>委員会</u> の承認を受けなければならない。
附則抄	附則
	(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
	(令和2年度の特例)
	2 令和2年度に限り、第2条の規定の適用については同条中「8月24日」とあ
	<u>るのは「8月16日」と、「8月25日」とあるのは「8月17日」とし、第3条第</u>
	1項第3号の規定の適用については同号中「7月21日から8月24日まで」とあ
	<u>るのは「8月1日から同月16日まで」とする。</u>